

緑の風 FAX版



JR 東労組ホームページ

NO. 21 2019年9月26日 JR東労組

第5回中央執行委員会 (2019.9.26) での 指令14号 「真実の目」に対する決定事項

第5回中央執行委員会において議論し、本日指令14号を発出しました。

中央本部は、第5回中央執行委員会(2019.9.26)において、「真実の目」を組織破壊と断定した。「真実の目」は「真実を見抜く目を養う実行委員会」なるものが立ち上げ、組織や個人を誹謗中傷した内容になっている。明らかに「真実の声」を継承したものと云わざるを得ず、「真実の目」を呼び込んだ畠山浩信君の責任は非常に重大である。また、「真実の目」を活用した情宣活動は、組織破壊に加担する行為であることを確認した。

「真実の目」Vol.4には、「当時の本部OB会副会長(本部専従)が、I氏個人の資料を抜き取り、窃盗していったのは記憶に新しい。」と現OB会会長があたかも窃盗したかのように記載されているが、一切そのような事実は存在しない。

中央執行委員会は、今後このような事実誤認や誹謗中傷が続いた場合には法的措置も含めて検討していく考えである。

また、全地本委員長会議(2019.9.24)においても、「真実の目」が組織破壊であることを全12地本で確認したことを踏まえ、中央執行委員会は上記の議論を添えて以下の通り、指令する。

- 1、「真実の目」を組織破壊と断定する。
- 2、「真実の目」を活用した情宣活動等は組織破壊に加担するものであり、断じて認められない。
- 3、「真実の目」において、事実誤認や組織を誹謗中傷した内容等に対しては法的措置も含めて検討する。
- 4、12地本は本部からの調査や要請等に対して、全面的に協力すること。
- 5、12地本は組織破壊を許さない体制を構築すること。

組織破壊を許さない体制を全組合員で構築しよう!